

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項各号又は第3項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第5項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質を定める告示」について

平成 29 年 1 月 16 日
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省総合環境政策局環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

1. 概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第8条第1項第3号の規定に基づき、同法第2条第2項各号又は第3項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第5項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質を定める告示（平成28年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第1号。以下「告示」という。参考1参照）に別添1の化学物質を追加し、改めて告示することを予定している。

2. 内容

今回、「製造数量等の届出を要しない一般化学物質の選定の考え方について」（以下「選定の考え方」という。参考2参照）を踏まえて、下記に該当する、別添1の化学物質を告示に追加し、改めて告示することを予定している。

- ・平成28年7月29日に、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第39号）第2条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条第4項の規定に基づき名称を告示した新規化学物質のうち、高分子フローズキームのみにより白判定相当とされたもの。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：平成29年3月下旬

（以上）